

公益社団法人日本パークゴルフ協会 指導者に関する規程の一部改正について

公益社団法人日本パークゴルフ協会指導者に関する規程（平成 23 年 2 月 24 日制定）の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

現行の規程	改正後の規程
<p>第 1 条～第 2 条 (省略)</p> <p>(指導者の種類及び役割)</p> <p>第 3 条 指導者は次の 2 種類とする</p> <p>(1) アドバイザー</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 主として当該市区町村の地域にあって、日本協会の指導理念に従い、愛好者に対するアドバイスと所属する市区町村団体又はコース会員等や、<u>所属する連合会有る場合は当該連合会（以下同じ。）及び地域の関係事業に協力しなければならない。</u></p> <p>ウ 資格認定期間中は、第 1 6 条の研修を<u>2 年に 1 回以上受けなければならない。</u></p> <p>(2) 指導員</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ 資格認定期間中に第 1 6 条の研修を<u>2 回以上（同一年を除く）受けなければならない。</u></p> <p>第 4 条 日本協会は、指導者を養成するため認定講習会を設け、資格認定を行うものとする。</p> <p>(資格認定要件)</p> <p>第 5 条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第 2 条 (省略)</p> <p>(指導者の種類及び役割)</p> <p>第 3 条 指導者は次の 2 種類とする</p> <p>(1) アドバイザー</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ 主として当該市区町村の地域にあって、日本協会の指導理念に従い、愛好者に対するアドバイスと<u>所属する連合会、市区町村団体又はコース会員等、及び地域の関係事業に協力しなければならない。</u></p> <p>ウ 資格認定期間中は、第 1 6 条の研修を<u>3 年に 1 回以上受けるよう努めなければならない。</u></p> <p>(2) 指導員</p> <p>ア～ウ (省略)</p> <p>エ 資格認定期間中に第 1 6 条の研修を<u>1 回以上（同一年を除く）受けなければならない。</u></p> <p>第 4 条 日本協会<u>または連合会</u>は、指導者を養成するため認定講習会を設け、資格認定を行うものとする。</p> <p>(資格認定要件)</p> <p>第 5 条 (省略)</p>

現行の規程	改正後の規程
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 指導員の新規資格認定要件</p> <p>ア 資格認定時における年の4月1日現在で年齢が満<u>23</u>歳以上であり、かつ<u>アドバイザーとしての経験が2年以上あること。</u></p> <p>イ 資格認定申請時の直近4年間で第16条の研修を2回以上受講（アドバイザー認定講習会を含む）していること。</p>	<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 指導員の新規資格認定要件</p> <p>ア 資格認定時における年の4月1日現在で年齢が満<u>20</u>歳以上であり、<u>アドバイザー資格を有すること。</u></p> <p>イ <u>削除</u></p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (省略)</p>
<p>第6条～第10条 (省略)</p>	<p>第6条～第10条 (省略)</p>
<p>(資格の認定期間及び更新)</p> <p>第11条 指導者の資格認定期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アドバイザー</p> <p><u>認定証の交付日から10年を経過する年の末日までとし、期間の更新はしない。</u></p>	<p>(資格の認定期間及び更新)</p> <p>第11条 指導者の資格認定期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) アドバイザー</p> <p><u>無期限とする。ただし、指導員資格を有したときアドバイザー資格は喪失するものとする。</u></p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (省略)</p>
<p>第12条～第15条 (省略)</p>	<p>第12条～第15条 (省略)</p>
<p>(講習・研修)</p>	<p>(講習・研修)</p>
<p>第16条 (省略)</p>	<p>第16条 (省略)</p>
<p>(1)～(2) (省略)</p>	<p>(1)～(2) (省略)</p>
<p>(3) 連合会は、指導員を対象とした研修会を、それぞれの指導員が認定期間中に<u>2回以上参加できる</u>よう開催しなければならない。</p> <p>講師は補助員を含め3名以上とし、連合会の主任指導員が講習会を主管する。ただし、日本協会で行う研修会は、この限り</p>	<p>(3) 連合会は、指導員を対象とした研修会を、それぞれの指導員が認定期間中に<u>1回以上参加できる</u>よう開催しなければならない。</p> <p>講師は補助員を含め3名以上とし、連合会の主任指導員が講習会を主管する。ただし、日本協会で行う研修会は、この限り</p>

現行の規程	改正後の規程
<p>ではない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第17条～第18条 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p>	<p>ではない。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>第17条～第18条 (省略)</p> <p>附 則 (省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>